

広島県告示第六百八十六号

二級河川手城川水系手城川の一部について、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六條第一項第三号の区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の図面（平面図）の茶色で着色した部分に該当する土地のうち、河川法第六條第一項第一号及び第二号の区域以外の区域